

グループホーム マイライフ徳丸

短期介護予防認知症対応型共同生活介護・短期認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えているグループホーム マイライフ徳丸について、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の規定に基づき、サービスの提供の開始に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1 事業所の概要

(1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	グループホーム マイライフ徳丸
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
介護保険指定番号	1371903616
定員	1ユニット 9名

(2) 同事業所の職員体制（令和2年4月1日現在）

職種	員数
施設長	1名
管理者	1名（介護職員と兼務）
計画作成担当者	1名（介護職員と兼務）
介護職員	9名（上記職種と兼務）

(3) 勤務時間と職員

早番	7:00～16:00	1名
日勤	8:30～17:30	1名
遅番	11:00～20:00	1名
夜勤	16:30～9:30	1名

(4) 施設の規模、設備概要

		数量	面積
建物	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階建	敷地面積	3,443.68 m ²
		建築面積	1,758.98 m ²
		延床面積	5,747.81 m ²
	グループホーム専有面積	延床面積	485.44 m ²
共用設備	食堂	1	
	浴室	1	
	共用トイレ（ウォシュレット、車椅子対応）	4	
居室	個室	9	
非常用設備	各居室にナースコール・スプリンクラー・感知器設置 ホーム内に消火器、火災報知器設置 東京消防庁へ直結する緊急防災システムの整備 毎月、防災訓練を行っています。 大規模地震に備えて非常用食品が備蓄されています。 防火管理者 高麗 正道		

2 サービスの概要

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画の作成

介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画は、施設を利用されるにあたって、利用者の心身の状況、希望及びおかれている状況等を踏まえた上で、解決すべき課題分析、目標、内容、達成時期、サービスを提供する際に気をつけること等をあらかじめ当施設の計画作成担当者が他の職員等と協議の上、原案を作成しご本人及びご家族に説明し、同意を得て交付いたします。

介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画は、要介護度の再認定時等に応じて見直しを行います。

(2) 食 事

利用者が、献立を考え、それに基づき買物に出かけ、台所で職員と一緒に調理し、テーブルのセッティング、後片付け等に、それぞれが役割を持って行動することで、達成感や自信の回復等が得られることから、積極的に参加していただきます。選択食、外食、行事食を随時行います。食事時間は以下のとおりです。

朝 食 8 : 0 0 昼 食 1 2 : 0 0 おやつ 1 5 : 0 0 夕 食 1 8 : 0 0
上記時間はあくまでも目安で、この時間以外にも利用者に対応いたします。

(3) 入 浴

利用者の身体状況に応じて、週2回以上の入浴を行います。
入浴が無理な場合は、清拭を行います。
入浴後の整髪・爪きり・水分補給等行います。

(4) 排 泄

利用者の排泄リズムに合わせた援助を基本にし、排泄の自立が保たれるよう介護します。

(5) 日常生活の援助

介護予防認知症対応型共同生活介護計画・認知症対応型共同生活介護計画に基づき、可能な限り家庭生活と同様な状況の中で生活できるように援助します。

日常生活での掃除、洗濯、買物等は、利用者の身体状況や精神状態に添いながら、行うものとし、外出や季節の行事を取り入れながら気持ち良く、楽しく、のんびりとくつろげる生活の場としての援助を提供させていただきます。

また、地域との交流をできる限り図るため、地域町会や教育機関との連携をしていきます。

(6) 健康管理

1. 必要に応じて、併設の特別養護老人ホームの嘱託医師の受診が出来ます。
入所前の、かかりつけ医の継続受診も可能です。

協力医療機関 内 科 高橋 正人 医師
〒175-0082
東京都板橋区高島平八丁目7番13号
高橋 医院 (TEL03-3936-3758)

板橋区医師会病院
〒175-0082
東京都板橋区高島平三丁目12番6号
(TEL03-3975-8151)

高島平中央総合病院
〒175-0082
東京都板橋区高島平一丁目69番8号
(TEL03-3936-7451)

2. 訪問看護事業所と連携し、毎週1回、定期的に健康管理を行っています。
介護保険適用分として医療連携体制加算を算定し、お支払いにつきましては、月ごとの利用料と併せてご請求させていただきます。

板橋区医師会訪問看護ステーション
〒175-0082
東京都板橋区高島平二丁目3番2-107号
(TEL03-3931-4774)

3. 訪問歯科診療による歯科治療や口腔ケアを行っています。
かかった保険診療費と介護保険分の請求書は、歯科診療所から直接送付されますので、その都度、お支払いいただきます。
4. 以下の状態においては、施設サービスをご提供できなくなります。
- ・入院して医療や治療が必要と判断された場合
 - ・常時、医療行為が必要となった場合（酸素療法、インシュリン、持続点滴、IVH、経管栄養、バルーンカテーテル、頻回な吸引、重篤な感染症、その他の医療処置）
 - ・施設として適切なサービスを提供することが困難な場合（自傷、他傷等の暴力行為、極度の介護拒否等を含む）

- (7) 日常の相談（苦情の相談含む）
苦情相談窓口は、管理者となっております。又、介護職員も随時相談をお受け致します。
- (8) 行政手続等の代行
介護保険の要介護更新認定申請等については、利用者ご家族の希望と状況に応じて代行いたします。
- (9) 金銭管理
施設ご利用中に個人的に購入する物品や医療費については、施設が立て替え払いを行います。立て替えた金銭については、毎月のご利用料と合わせて請求をさせていただき、使用明細と領収書の原本を添付いたします。
- (10) 日用品
日常生活を営むにあたって、特に個人的な日用品費や趣味活動費等は、原則として利用者自ら負担していただきます。

3 利用料金と支払い方法

(1) 利用料金

利用料金については、(別表)「利用料金表」をご参照ください。

- ① 家賃・水道光熱費・維持管理費・布団リース費については、月の途中で入所した場合、その月のみ日割り計算とします。
- ② 入院された場合、居室の確保のため、その期間の家賃と維持管理費のお支払いをお願いします。
- ③ 食費については、欠食された場合、1食ごとに、その金額は請求いたしません。

(2) 支払い方法

当月の利用料は翌月請求となります。請求書は翌月15日ごろ、郵送または面会時にお渡しします。概ね14日以内にお支払い下さい。
次の支払い方法から選択してください。

① 口座振替

- a. ゆうちょ銀行（手数料10円が口座から引き落とされます）

*引落日：利用月の翌月27日

b. ゆうちょ銀行以外の提携金融機関（手数料 165 円が掛かります）

*引落日：利用月の翌月 27 日

※引落日が土日祝日の場合は翌営業日になります。

② 指定金融機関（巢鴨信用金庫）への振込（振込手数料は自己負担となります）

領収書は、入金を確認後、発行いたします。（原則、翌月の請求書と一緒に郵送又は面会時にお渡しいたします）

4 サービスの利用について

(1) サービス利用の開始方法

①入所のお申し込み

入所をご希望の際は、当施設にご相談頂き、入所申込書を提出して頂きます。居室に空きがない場合、入所待機として登録します。また、男女の別、認知症の症状等によって若干順番が入れ替わります。入所の目途が立った時点で、改めて入所の意向を確認の上、重要事項説明書をご説明し、了承を受けて入所申込書と身体と健康の状態についての書類を提出して頂きます。

(2) サービスの終了について

①利用者の都合で退所される場合

契約期間の中途においても文書で通知することにより、この契約を解除することができます。退所しようとする日の 7 日前までにお申し出下さい。なお、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用者は、直ちに契約を解除することができます。

- ・ 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 守秘義務に違反した場合
- ・ その他、介護保険関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合

②事業者の都合で退所いただく場合

事業者はやむを得ない事情がある場合、契約期間の中途においてこの契約を終了させようとするときは、利用者に対して、7 日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、利用者の心身の状況、利用者及び利用者代理人の希望、利用者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退所に向けて必要な援助を行います。

また、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・ 利用者のサービス利用料の支払いが正当な理由なく遅延し、その支払いの催告にもかかわらず催告書の納付期限（概ね 14 日以内）までに支払いがない場合
- ・ 利用者が病院または、診療所に入院し、3 ヶ月以内に退院する見込みがないことが明らかになった場合、または、入院後 3 ヶ月経過しても退院しないことが明らかになった場合
- ・ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

③自動終了

利用者が次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。

- ・ 利用者が要介護認定等の更新時に自立、要支援 1 と認定された場合
- ・ 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が死亡した場合または被保険者資格を喪失した場合

④その他

- ・ 事業者が契約終了の条件を変更する際には、ご家族と協議の上、行うものとします。
- ・ 契約が終了し、退所の際は、居室は入所時の状態に戻していただきます。（ご自分の荷物はお引取りいただきます。）

5 事故発生時の対応及び賠償責任

(1) 事故等の緊急事態が発生した場合は、「連絡基準マニュアル」に基づき、利用者及びご家族、板橋区、その他の関係者に連絡を取り必要な措置をとります。

(2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には必要な賠償を行います。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び受託事業者（以下、事業者等）は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

また、事業者等の職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとしします。

7 当事業所の特徴等

(1) 運営の方針

基本理念：『高齢者介護サービスを通じて、地域社会に「安心」・「安全」・「幸せ」の輪を広げます。』北野会は、きもちよく たのしく のんびりとくつろげるかいごをさせていただきます

(2) 運営法人の概要

法人名／代表者	社会福祉法人 北野会 理事長 高麗正夫
所在地	板橋区徳丸三丁目32番28号
電話番号	03-3933-0039
運営事業	○ 第一種社会福祉事業 ・ 特別擁護老人ホーム ○ 第二種社会福祉事業 ・ 老人デイサービス事業 ・ 老人短期入所事業 ・ 老人居宅介護事業 ・ 認知症対応型老人共同生活事業 ○ 公益事業 ・ 地域包括支援センター及び介護予防支援事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 生活援助員事業

8 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のご相談・苦情担当

当事業所のサービス等に関するご相談、苦情及び要望については、下記の者が担当させていただきます。

苦情相談窓口は、相談員となっております。

担当 山内 美紀子（管理者）

電話 03-3933-0131

(2) 苦情解決第三者委員

公平中立な立場で苦情を受け付け、相談にのっていただける委員です。

徳丸民生児童委員会 会長 今井 まき子

電話 03-6789-2616

(3) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

○板橋区 健康生きがい部 介護保険課 介護保険苦情相談室

月～金曜日 9：00～17：00（土日祝日、年末年始休み）

直通電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402

○東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 専用

直通電話 03-6238-0177

9 利用にあたってのお願い事項

(1) 面会

面会の際は、備え付けの受付簿にご記入下さい。
特に、面会場所が必要な場合は、あらかじめお申し出下さい。

(2) 外出・外泊

利用者が外出、外泊される場合は、その都度、外出・外泊先、用件、帰着予定日時等をあらかじめ届け出てください。

(3) 飲酒・喫煙

飲酒・喫煙は、時間・場所等を制限する場合があります。また、医師等の指示により飲酒・喫煙を制限させて頂く場合があります。
特に、喫煙は所定の喫煙場所にてお願いします。

(4) 設備・器具の利用

利用者用に用意された設備・備品等についてはご自由に利用して頂けますが、無断で施設の外に持ち出さないで下さい。尚、故意又は重大な過失により設備、器具を破損された場合は、実費を弁償して頂くか、代替品による弁償をしていただきます。

(5) 宗教活動・政治活動・営利活動

施設内での宗教活動・政治活動・営利活動は行えません。

(6) ペット

犬、猫、小鳥等の施設への持ちこみ、飼育はできません。
面会時の持ちこみもご遠慮下さい。

(7) 所持品の持ちこみ

貴重品・貴金属の持ちこみはご遠慮下さい。紛失した場合は責任を負いかねます。

(8) 施設外での受診

施設外診療機関に通院が必要な場合は、原則としてご家族で対応していただきます。

緊急時やその他やむを得ない場合につきましては、施設で対応することもあります。また、通院にかかった交通費等実費になります。

服薬の変更、次回の受診日等、職員にご連絡下さい。

入院を要する状態については、事前に家族等の了解を得ますが、緊急時はこの限りではありません。

入院中のお世話および退院介助については、入院先の病院のシステムに従って、基本的に、ご家族の方々にお問い合わせ致します。

(9) 短期入所利用者受入れについて

入院された場合、その空いたベッドを利用して短期入所利用者を受け入れる場合がございます。

短期入所利用者を受け入れた場合には、その旨を速やかに連絡し、受け入れた期間中の家賃、維持管理費を日割りで差し引かせていただきます。

また、受け入れ期間中に荷物の紛失等がないよう管理に十分留意をし、お部屋の清潔保持にも努め、更に、退院の際には元に復元し、ご利用に不便をきたさないように管理いたします。

10 身体拘束の廃止について

サービスの提供に当り、利用者又は他の入所者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつけ

る、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。
また、やむを得ず身体拘束を行う場合は、記録・観察を行い、適切に実施されるよう努めます。

1.1 介護サービスの情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では、第三者による評価を年1回実施しています。これらの情報は、施設正面入り口書庫に設置していますが、東京都または指定情報公表センターなどのホームページでご覧頂くこともできます。

本書での説明をさせていただいたご家族の方はその他のご家族を代表されて説明を受けたものとさせていただきます。

事業者
所在地 板橋区徳丸三丁目3番28号
名称 グループホーム マイライフ徳丸 印
説明者 社会福祉法人 北野会
氏名 _____ 印

私は、事業者から本重要事項の説明を受け同意し、本書を交付されました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係・続柄 (_____)

以上

利用料金表

(1) 介護保険費用 (利用者負担分)

地域係数 10.9

サービス内容	要介護度	単位	介護報酬額	利用者負担額			
				介護報酬額の1割分	介護報酬額の2割分	介護報酬額の3割分	
①認知症対応型 共同生活介護費 (I)	要介護1	764単位/日	8,327円	833円	1,666円	2,499円	
	要介護2	800単位/日	8,720円	872円	1,744円	2,616円	
	要介護3	823単位/日	8,970円	897円	1,794円	2,691円	
	要介護4	840単位/日	9,156円	916円	1,832円	2,747円	
	要介護5	858単位/日	9,352円	936円	1,871円	2,806円	
②短期利用 認知症対応型 共同生活介護費 (I) (ショートステイ)	要介護1	792単位/日	8,632円	864円	1,727円	2,590円	
	要介護2	828単位/日	9,025円	903円	1,805円	2,708円	
	要介護3	853単位/日	9,297円	930円	1,860円	2,790円	
	要介護4	869単位/日	9,472円	948円	1,895円	2,842円	
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援2	760単位/日	8,284円	829円	1,657円	2,486円	
	要支援2	788単位/日	8,589円	859円	1,718円	2,577円	
介護 保険 給付 内サ ービ ス 基本 料金	*②④のみ (7日間限度) 認知症行動・心理症状緊急対応加算		200単位/日	2,180円	218円	436円	654円
	若年性認知症利用者受入加算		120単位/日	1,308円	131円	262円	393円
	入院時費用 (月に6日を限度)		246単位/日	2,681円	269円	537円	805円
	*①のみ 看取り介護加算 (1) (死亡以前31日以上45日まで)		72単位/日	784円	79円	157円	236円
	*①のみ 看取り介護加算 (2) (死亡以前4日以上30日まで)		144単位/日	1,569円	157円	314円	471円
	*①のみ 看取り介護加算 (3) (死亡前日、前々日)		680単位/日	7,412円	742円	1,483円	2,224円
	*①のみ 看取り介護加算 (4) (死亡日)		1,280単位/日	13,952円	1,396円	2,791円	4,186円
	*①③のみ 初期加算		30単位/日	327円	33円	66円	99円
	*①②のみ 医療連携体制加算 (I)		39単位/日	425円	43円	85円	128円
	退居時相談援助加算 (1回を限度)		400単位/回	4,360円	436円	872円	1,308円
	*①③のみ 認知症専門ケア加算 (I)		3単位/日	32円	4円	7円	10円
	*①③のみ 認知症専門ケア加算 (II)		4単位/日	43円	5円	9円	13円
	*①③のみ 栄養管理体制加算		30単位/月	327円	33円	66円	99円
	*①③のみ 口腔衛生管理体制加算		30単位/月	327円	33円	66円	99円
	*①③のみ 口腔・栄養スクリーニング加算		20単位/回	218円	22円	44円	66円
	*①③のみ 科学的介護推進体制加算		40単位/月	436円	44円	88円	131円
	サービス提供体制強化加算 (I)		22単位/日	239円	24円	48円	72円
	サービス提供体制強化加算 (II)		18単位/日	196円	20円	40円	59円
	サービス提供体制強化加算 (III)		6単位/日	65円	7円	13円	20円
	介護職員処遇改善加算 (I)		総単位数に対して11.1%		1割	2割	3割
介護職員等特定処遇改善加算 (I)		総単位数に対して3.1%		1割	2割	3割	
介護職員等ベースアップ等支援加算		総単位数に対して2.3%		1割	2割	3割	

※令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費について所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

(2) 管理費

①認知症対応型共同生活介護

内 容	利用料金 (全額自己負担)	内 訳
家賃	70,000円/月	
食費	45,000円/月	朝食430円、昼食430円、夕食640円
水道光熱費	20,100円/月	
維持管理費	3,300円/月	エレベーター保守、清掃
布団リース費	1,500円/月	

②短期利用共同生活介護 (ショートステイ)

内 容	利用料金 (全額自己負担)	内 訳
滞在費	500円/日	
食費	1,500円/日	朝食430円、昼食430円、夕食640円
水道光熱費	670円/日	
布団リース費	50円/日	

(3) 介護保険外費用

利用者の希望により提供される サービスに係る利用料	利用料金 (全額自己負担)	内 訳
理美容代	実費	
日常生活費	実費	個人の選択により利用するティッシュ、歯ブラシ、シャンプー等 (共用の物は施設で用意いたします)
健康管理費	実費	インフルエンザ、予防接種、外来受診時の医療費
嗜好品等	実費	
おむつ代	実費	
趣味活動費	実費	

※その他

- ①利用開始又は利用終了に伴って、1ヶ月に満たない期間を利用した場合には、日割り計算によって算出します。
- ②入院した場合の居室確保については、その期間の家賃と維持管理費をお支払い頂きます。
- ③入院中に短期利用者を受け入れた場合には、その期間の家賃と維持管理費を日割り計算によって差し引きます。